

年末滞納整理強化期間

平成22年12月1日～年末

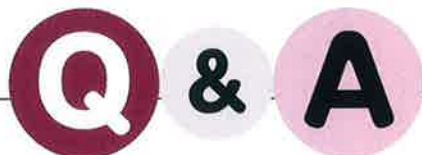
平成22年度分の税金をまだ納めていただいていない方・まだ納税相談をしておられない方を対象に、集中的に滞納整理（電話・文書催告、来庁要請ほか）を実施します。

納付にお困りの方は、お早めにご相談ください。

税務課 ☎0859-54-5208



滞納処分



Q：納税をしたのに、督促状（催告書）が送られてきました。納得がいきません。

A：金融機関又は各支所で納付いただいた場合、税務課で納税の確認ができるまで数日を要します。このため納税していただいたのにもかかわらず、督促状（催告書）が送付されてしまうことがあります。行き違いですので、ご容赦願います。お手元に領収書があれば明らかに行き違いということがわかりますので、領収書は大切に保管してください。

Q：同意もなしに差押えできるの？

A：督促状を発して10日以上経過した日までに町税が完納されなければ、法の定めによりいつでも差押えすることができます。納税義務者の同意は必要ありません。しかし、差押えすることが目的ではありません。税の公平を保つためにやむなく滞納処分を行うものです。もし、納付ができない事情等がある場合には、そのまま放っておかれずに、必ず税務課に連絡してください。

Q：自己破産し、裁判所より債権の免責決定を受けているので、税金を払う必要はないはずだが？

A：税金は、債権の免責対象になりません。

Q：親が滞納した税金は、親が亡くなったら自分（子ども）には関係ないのでは？

A：税金の滞納は、資産・財産同様に相続されます。

Q：差押えされると、仕事や生活ができなくなってしまう！！

A：生活に欠くことができないものは、法律で差押えすることが禁止されています。また、職業に応じた仕事に使う道具も差押えが禁止されています。

Q：滞納処分に納得がいけない。

A：処分を受けた日から60日以内に、大山町長に異議を申し立てることができます。

